

開催日時：令和 6 年 9 月 19 日（木）10:29～13:53

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

〔政府〕 坂越健一内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、佐伯美穂内閣府地方分権改革推進室参事官、坂本隆哉内閣府地方分権改革推進室参事官、野村知宏内閣府地方分権改革推進室参事官、小原宏朗内閣府地方分権改革推進室企画官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和 6 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 12：保育所等における児童の健康診断の検査項目等の見直し（こども家庭庁）>

（大橋部会長）詳細な調査をすることはよく分かったが、提案募集の仕組みが、年末をめどにしながら閣議決定で結論を出すという仕組みであるため、スケジュールに関心がある。調査をする場合であっても、何らかの改善は必要だということを前提にして、丁寧にファクト、エビデンスを得るための調査で、改正を前提とした調査ということなのか、この調査をやって、それを見てから考えるということなのか。この調査を進めるのとは別に、問題点はある程度認知したので、見直しの方針を別途この場で示していただきたいが、如何か。

（こども家庭庁）2 つお話があったと思うが、まとめてお答えすると、私どもが定めているのは参酌基準にすぎず、今でも自治体の御判断で地域の実情に応じてできるという状況。具体的には、県の条例で定めるということになっている。

今回こういうお話をいただいているので、私どもとしても改めて実態調査をした上で、専門家の御意見も伺いながら、どういったことがお示しできるかを考えるというところである。

今でも自治体の御判断でできると、参酌基準であるということは強調しておきたい。

（大橋部会長）方向性は如何か。

（こども家庭庁）我々としては、もう県の判断でできる基準として示している。

（高橋構成員）参酌基準といっても、医学的な合理性がなければ、それは参酌基準としての妥当性が疑われるはず。参酌基準が不合理なため弊害が起きており、それは参酌基準だから何も国としては見直す必要がないというところは、私は納得できない。

（こども家庭庁）私どもは今回調査した上で、専門家の御意見も伺って、考え方として示すものがあれば示すということで、方向性としては一緒と思う。

（高橋構成員）明らかに不合理なところがあるということはお認めいただけるのではないと思うが、如何か。

（こども家庭庁）明らかに不合理というものは、何をもちょうしゃっているのかが分からないが、私どもも専門家ではないので、そこは医学的な知見といったことを専門家の方々の御意見をいただきながら、考えていくことにしているということである。

（高橋構成員）視力検査について、明らかに一定の年齢以上の子どもを対象にした基準になっている。そういった意味で、見直すべきところがあるということは認めていただかないと。アンケートを取って、参酌基準でもできるから、不合理はないと言われても困る。そこは見直す方向で調査をして、検討するという方向性ぐらいいは出していただければありがたい。

（こども家庭庁）私どもは何も縛っていないので、今でも県の判断でできるということになっている。

（大橋部会長）提案を具体化するためには、省令の改正事項になるのだとすると、国のアクションがないとできないという前提で聞いている。

（こども家庭庁）私どもは学校保健安全法に準ずる形にしているだけなので、それに縛られるという形にはしていない。非常に分権的な仕組みを設けているところである。

その上で、今回お話をいただいているので、できることがあればやるということである。

- (大橋部会長) そうだとしても、今までたくさんの市や県が準拠してきた慣行があり、今回大きく変えたいということなので、意見をお示しいただくというのは必要なのではないかと。
- (こども家庭庁) 繰り返し申し上げているとおり、そこは県の判断でできる。我々は、今回、実態調査で何かネックになっているところがあるのであれば、そこは話を伺えればと思うが、あくまで参酌基準なので、そこは強調させていただきたい。
- (高橋構成員) 国が参酌基準として定めているため、参酌基準自体の合理性というのは問われる。参酌基準だから、不合理なものがあったとしても放置していいという話にはならない。
- (こども家庭庁) 見直すべきところがあれば見直す。そこは我々から、最初からこの方向で検討していただきたいと言うのもおかしな話なので、そこは中立的に、見直すべしという話があれば、そこは見直す必要はあるかと思う。
- 補足すると、参酌基準と定めた上で、学校保健安全法に準じて行うとしている。その準じてという中で、本当にこの項目も全てが同じやり方ということが求められるのか、それとも、準じてという中の解釈でできるのかは解釈の余地があると思うので、我々の中で、医学的な観点からこういった項目がというところも踏まえた上で、規定改正の必要があるかないかということも含めて、それは改めて検討する必要があると思うので、明らかに見直しが必要だということを現時点で申し上げることが現状ではできないということである。
- (大橋部会長) そうだとすると、これは自治体の判断で自由にできることなので、現場で支障があると思えば、それは実施しない等の措置を取ってよいという確認をこの場で取れたという形で、提案団体へ伝えてよいということか。
- (こども家庭庁) あくまで参酌基準なので、参酌した上で基準を設定すれば、それは法律違反にはならないということ。
- (高橋構成員) 調査の結果を踏まえて、見直すことを含めて検討するというのでは駄目なのか。要するに省令見直しということは否定されていない。
- (こども家庭庁) それが必要なのかも検討する。
- (高橋構成員) 見直さないことも可能性としてある。そこは見直しの可能性も含めて御検討いただけるという方向でやっていただけるのか。
- (こども家庭庁) 一定の方向性をここで今の段階でお示しするのは適当ではないと考えている。
- (高橋構成員) 我々としては、目指す方向性が出るようお願いしたい。そこは是非事務局との間でしっかり調整していただければ。併せて、参酌基準だということを再度明確化して、基準自体を見直すことも含めて検討することを通知していただくということもあると思う。
- (大橋部会長) 事務局、まず、こども家庭庁からの回答で、この準じては現場の判断であるため、無理がある場合は行わなくてよいと、主務官庁からそういう意見が示されたということと、今回これを契機にして、検査項目の見直しはこのスケジュールでやっていくということについては、約束いただけたということを伝えることで足りるか。
- (坂本参事官) 自治体としては、参酌基準なので、準じてとなると規定されている項目についてやらなければいけないかどうかという迷いが生じる。そこは国として方法を示していただきたいという意見はあると思うので、調査の結果を踏まえて、在り方は示していただきたい。
- (こども家庭庁) 参酌基準は、私どものこの仕組みだけではなくて、各省庁いろいろな参酌基準があるので、そもそも参酌基準とはこういうものということを一括して分権室から地方に示すこともあるかと思う。
- (大橋部会長) 新規の事務ではなく、今までやってきたもので、参酌だからといって切り下げるとするのは戸惑うところがあるというのは、現場の感覚としてあると思う。参酌基準で、この内容に無理があるという判断があるのであれば、現場の判断で実施しなくてよいということが確認できたということ。
- (高橋構成員) それは改めて通知で出してもらえるか。
- (大橋部会長) 通知は出していただきたい。
- (こども家庭庁) 調査結果が出てから。
- (大橋部会長) 調査結果が出た後のことは別にして、今現在として、参酌基準で現場で判断できるということなので、改めて確認の通知を出してもらえれば。
- (こども家庭庁) 細切れで出しても、現場が困るだけである。現場としては、全体がどうなるかが気になると思う。

(大橋部会長) このような提案が出てきており、現場が混乱している。それに対して一定の通知を出していただきたい。

(こども家庭庁) 調査研究をやって、医学的にも有効な検査で、現場でも実施可能なものというのがどういうものなのかをきっちりお示ししたい。それを言う前に、見直すことだけを言っても、現場としては本当に有効で、実施可能なものは何かというところは気になると思うので、そこは整理した上で伝えることが必要と思う。

(大橋部会長) 結果が出るまでの間、タイムラグはどうするのか。参酌基準だから自由にしてというのであれば、判断できるということを文書にさせていただきたい。きちんとした結果が出たのであれば、それはそれでお示しいただければいい。

(高橋構成員) 確かに参酌基準だから、それを参酌して、地域の実情で変えられるという制度にはなっているが、一律で準ずるといふ形なので、非常にやりにくいという話なので、そこは自由に判断できるということを通知で出してほしい。

(こども家庭庁) そのやり方は私どものほうにお任せをいただければ。そこは、実態調査や有識者の考え方がまとまった段階で示す。

(大橋部会長) この春も健康診断を行うが、そのときにどうするかということで提案が出ている。答えが出てくるのは先ではないか。年度内には答えは出ないのではないか。

(こども家庭庁) 年度内に調査研究の結果は取りまとめる。

(大橋部会長) 取りまとめて、その後、施策を打つのであれば、年度をまたぐではないか。

(高橋構成員) 今まで10年やってきたが、通知すら出さないという対応をされたのは初めて。通知すら出さないという対応をしたのは御庁が初めてである。

(こども家庭庁) 今はまだ途中の段階なので、これからちゃんと実態を調べて示す。

(大橋部会長) そちらは途中かもしれないが、提案からしてみたら区切りがあるため、その中で見解を出してもらわないと困る。

(高橋構成員) 現時点では地域の実情に応じて実施していただきたいという通知だけ出していただければいい。参酌基準そのものの妥当性については、これから医学的な見も含めて検討することを通知に入れるかどうかは御庁の判断だと思うが、そういう形で通知を出していただきたい。

(こども家庭庁) やり方については検討させていただきたい。

<通番 21：建設機械抵当法に基づく建設機械への打刻制度の見直し（国土交通省）>

(国土交通省) 提案団体や提案募集専門部会からの指摘を踏まえ、地方分権改革推進室と調整の上、都道府県及び申請者に対してアンケート調査を実施した。

これらを踏まえて、対応方針としては、直接打刻方式については、前回のヒアリングの際に回答したとおり、都道府県担当者の立会いの下、申請者が自ら打刻作業を行うことについて、運用上可能である旨を明確化したいと考えている。加えて、都道府県担当者の声として、打刻作業が負担であるという回答が一定程度あることから、都道府県が第三者に委託して打刻作業を行わせることが運用上可能である旨を併せて明確化したいと考えている。

次に、金属板固定方式については、調査結果や前回の大橋部会長からの指摘も踏まえ、これを打刻方法の一つとして建設機械抵当法施行規則に位置付けたいと考えている。直接打刻方式と同様、申請者あるいは第三者が作業を行うことも可能であるという旨も併せて通知で明確化したい。また、金属板固定方式については、都道府県から一定の懸念が示されていることもあるため、この方式を採用するかどうかについては都道府県の判断に委ねるといふスキームとし、その点も建設機械抵当法施行規則に明記することを考えている。ただ、金属板固定方式を採用してみようというときに、第三者に委託することが費用等の面から難しいという都道府県もあると想定されるため、溶接作業を申請者が行う場合のみ、金属板固定方式を採用するといったような形で都道府県が決定することもできるようにしたいと考えている。

(大橋部会長) 提案を受けて、丁寧に申請者や自治体の意見を聴き、現場の声に合わせた形で具体的な回答をいただいたと理解した。

1点確認であるが、打刻作業については、都道府県が行うこともできれば、申請者が行うこともでき、また、都道府県から委託をして第三者に打刻作業をさせることも可能と、選択肢が複数あることについて、通知によって周知いただけるということによいか。

(国土交通省) 然り。

(大橋部会長) 金属板固定方式については、航空法に倣って建設機械抵当法施行規則に根拠を置いていただき、都道府県が柔軟に工夫できるような余地を残していただいたと理解している。

通知の発出や建設機械抵当法施行規則の改正のスケジュールについては、年単位で行っている提案募集制度のサイクルを踏まえて行っていただけるということでよろしいか。

(国土交通省) 年度内に措置したいと考えている。

(大橋部会長) お願いしたことを全て実現していただくということで感謝を申し上げます。よろしく願います。

<通番：16 公立大学法人による出資範囲の拡大（総務省、経済産業省、文部科学省）>

(大橋部会長) 今回、公立大学法人による出資の範囲が、かなりの部分で国立大学と同じように実現できる見通しが立ったのは大変ありがたい。その上での確認として、前回、私どもから、イコールフットィングができるように、まず、どのようなニーズやシーズがあるか確認いただきたいと申し上げた。今回それが確認できたということでの回答だがどのような確認をされたのかというところを御説明いただきたい。

(総務省) ニーズ・シーズの確認については、例えば研究成果の活用事業者、コンサル等については、実際、大学法人内部で今やっているものを少し外部に出すことも考えられるのではないかとということで、大学で実施している実績などもあってニーズが確認できた。それから、大学発ベンチャーに投資支援等を行う、いわゆる認定ベンチャーキャピタルとか認定ファンドについても具体的な分野を挙げられながら、こういったところに支援をしたいのだという話等もいただいた。

それから、教育研究施設管理等事業者についても、いろいろ機器の最適利用といったことについて、現在、大学直営でやっているものなどについて、外部に委託するようなニーズがあるというような話もいただいた。

(大橋部会長) 今、国立大学法人で、先行してある程度実績が出てきた段階で調べていただくと、公立大学法人にも同じようなニーズ・シーズがあるということを確認いただけたということで、今回の回答をいただいた。具体的に実現に向けてのスケジュールについて法令の改正等が必要になると考えているが、この提案募集を年単位で実施していることも踏まえ、本件の法令改正のスケジュールについて御説明いただきたい。

(総務省) スケジュールについては、先ほど申し上げたように、具体的なニーズが確認できた、また、国立大学の実績が積み上がっている、いわゆる指定国立大学法人のみに認められたものを除く3類型については、公立大学法人による出資を可能とする方向で検討を進めていきたいと考えている。この検討の結果、公立大学法人も出資できるということになれば、年内に結論を得ることになると思われる。そのため、来年の通常国会の分権一括法で改正するというスケジュールになるかと思っている。

(大橋部会長) 承知した。最後に、先ほども御説明いただいた指定国立大学成果活用事業者に関する検討についてお伺いしたい。前回の公立大学についてはどういった基準を考えているかという投げかけに対して、現在国立大学に適用している基準を同じような形で当てはめたとしたときに、公立大学は今、率直に言って満たすものがない段階のため、制度化には時期尚早というように検討されて、こういう御回答になったと考えている。

しかし、少し気になるのは、国立大学であれば、基準に達していないにしても、この指定要件に当てはまるかどうかのアプライはできる資格、仕組みがあるところ、公立大学は今、仕組みもないと考えているが、違うのか。

(文部科学省) 指定国立大学法人制度についても、要件を満たしていないと申請ができない。公立大学法人にはもちろん指定公立大学法人制度というのがないため、イコールではない。

(大橋部会長) 制度がある中で要件を満たさず申請できないのと、制度がないところでチャレンジできないのでは違いがある。これは固定的なものではないというお話だったが、指定国立大学で制度を動かしてみても、要件などがある程度成熟してきた段階で、今までは、まず国立大学に規制を緩和した後で公立大学にも規制を緩和するという発想だった。前回のヒアリングでそれはやめたいとお申ししたところ、国立大学の制度が動くときには、それと同じように公立大学も検討の中に入れていただいて、要件の在り方次第では、公立大学の制度も変えるような形で考えていただけたということではいいか。

(文部科学省) 然り。関係省庁と連携しながら、検討していく。

(勢一部会長代理) 御検討いただけるということで、よろしくお伺いしたい。今、国立大学法人も公立大学法人も、同じ条件の中で、社会で勝負をしている。研究でも、人材育成でも、教育でもそういうことになっているので、イコールフットィングは非常に大事になっていると思う。これまでもほかの提案であったが、まず国立

大学法人がやって、それでいろいろ実績が出てきたら、ようやく公立大学法人もそこに参加ができるというような形が、いろいろなところでずっと制度として存在してきた。それだと、公立大学法人は必ず何歩か遅れてスタートということにならざるを得ないので、この辺りを変えてほしいというのが今回の提案も含めたお願いでもある。

そういう点では、国立大学法人の一般的な組織体制、規模感と、公立大学法人の組織体制や規模感とではかなり違ってくるので、国立大学法人の基準で公立大学法人も同じに測定するのが、もしかしたら難しい分野もあるのではないかと思う。公立大学の場合は学部が少ない大学もある。イコールフットィングは非常に大事だが、同じ競争環境に参画するために、どういう条件であれば制度に申請できるかということは、そうした大学の多様性も踏まえて御検討いただけるとありがたい。

(大橋部会長) 国立大学法人と公立大学法人のイコールフットィングを求める提案はこれまでもあったが、今回は、出資範囲が課題であった。改めて両方同じようなところからスタートするという点については、いろいろな省庁で確認していただけたと思うので、引き続きよろしくお願ひしたい。

<通番8：障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直し（こども家庭庁）>

(大橋部会長) 自治体へのヒアリングも実施いただき、本日は「従たる事業所」といった仕組みについて、一つの対案としてお示しいただいたと受け止めた。

ただ、「従たる事業所」の取扱いが、中山間地域等において代替案になるかどうかということについては若干気になるところもある。例えば、報酬の算定の上で、「従たる事業所」の仕組みというのは、トータルで全体の規模が大きくないと単価として見合わないというようなことも聞いており、そうだとすると、単価の部分で中山間地域では工夫が必要ではないか。また、「主たる事業所」と「従たる事業所」との間が概ね30分以内で移動可能な距離でなければならず、全国的にはこれでよいのかもしれないが、中山間地域等の実情には合わないのではないか。さらに、「従たる事業所」においても常勤かつ専従の従業者を1人以上確保しなければならないとされているが、例えばサービス提供時間のみの配置が可能となるような見直しができないか。

要するに何を言いたいかというと、「従たる事業所」の仕組みが使いやすいのではないかとということで御提案いただいたのだが、このままだと中山間地域等の規模感や距離感、人員状況と照らし合わせてみるとマッチしないところがあるため、見直しをこれから丁寧にやるというのではなく、早急に手当てをしていただいて初めて一つの代替案になるのではないかと感想を持った。そこはどうお考えか。

(こども家庭庁) まさに部会長が今おっしゃったとおりで、提案団体の実情に照らして、これがこのままできるのか、それともどこがネックになるか確認する必要があると思っている。

私どもが中で検討した段階では、中山間地域という状況を踏まえると、概ね30分以内で移動可能という要件が一つネックになるかと思っており、この辺りを御相談しながら、見直せるところは調査等もしながら見直していきたいと思っている。

ただ、全体として見たときに、本当にできないのかどうかというのは、個別に事情を伺ってみないと分からないところがあるため、そこはまた丁寧に提案団体と調整させていただければと思っている。ただ、何もしないというわけではなくて、どうすれば上手く活用できるような形になるかということを考えさせていただきたい。

(大橋部会長) この代替案とは別に、人員基準や運営の在り方について、前回の1次ヒアリングでは、令和9年の報酬改定に向けて検討するという話があったが、こちらについても見直しいただく必要があるのではないかと考えている。具体的な各論のレベルで、どういう人をどれぐらいの人数でどういう時間帯で配置するかという基準が中山間地域等においては厳しくなっている状況があるのではないか。例えば今、児童指導員又は保育士が求められているところに、児童発達支援管理責任者を当てはめるようなことを認めていただくと柔軟化できるのではないか。また、児童指導員又は保育士と言われているところに、何らかの要件をつけていただいて、例えば児童福祉関係の業務に従事して、知事が認めた者などを補助者として代替可能にすることや、児童指導員又は保育士、児童発達支援管理責任者がそれぞれ必ず1名常勤でなければならないという要件が非常に厳しいため、サービス提供時にものみ配置することを可能とすることなど、個別の基準の緩和というところも同時に見直しいただきたい。このような中山間地域等の要望にマッチしないのではないかと本則の問題も、「従たる事業所」という代替案とともに手を入れるべき分野なのではないかと引き続き思っているが、そこはどうお考えか。

(こども家庭庁) 従業員の配置そのものの在り方については、少しほかの自治体の御意見を伺ったり、全体として実態把握をしたりしながら、丁寧に検討する必要があると思っている。児童発達支援管理責任者にしても、児童指導員にしても、それぞれに役割があって配置されているため、これを今の段階ですぐ見直しますというのは難しいが、ただ、やらないというわけではなく、実態調査を行った上で、その結果も踏まえ、よく検討させていただきたいと思っている。

今の段階ではサービスが提供できていて、将来的な問題として考えられていらっしゃる自治体が多いため、そこには間に合うように何とかしたいと思っているが、まずは「従たる事業所」を利用しやすいように見直すことによって、当面の対応は可能だと私どもとしては考えている。

(大橋部会長) 現状が十分だということには疑問がある。提案団体等に話を伺っても、中山間地域等における障害児通所支援事業所は非常に少なく、事業所の廃止も見受けられるということからすると、ほかの提案でもそうなのだが、中山間地域等については、別個の取組なり基準なりという形で捉えていただかなければ、全然ニーズをすくえないのではないかと。その見直しをお願いしているため、課題として今言ったような資格要件や人数要件のところがネックになっているというのは、いろいろな調査をされても動かないところとか、ほかの事例を見ても同じような状況が見受けられるため、是非中山間地域等の特例という形で見直しをお願いしたいのだが、どうお考えか。

(こども家庭庁) 中山間地域が問題になっていることは、今回ヒアリングを通して認識したが、今、問題になっているというよりは、将来的な問題として捉えていらっしゃる自治体も多いため、次の報酬改定のタイミングに間に合うようには何とかしっかり検討したいと思っているが、今、本当に困っていらっしゃるのに関しましては、どういった策を取ったらいいかというのが、自治体の中でも悩んでいるところがあると思うので、それはまずは「従たる事業所」等の考え方で、うまくやっていたらいいところの例も参考にしながら対応させていただくことが大事だと思っている。

私どもも、中山間地域の問題があるということは重々認識しており、それは中長期的な課題としてあるというのをいろいろな自治体からも伺ったため、丁寧に御意見等を伺いながら対応させていただきたい。

(高橋構成員) 2段階で対応されるというお話だったと思うが、第1段階の「従たる事業所」について、大体どのぐらいの時期に見直しをしていただけるのか、その辺のスケジュール感をお聞きしたい。

(こども家庭庁) 「従たる事業所」の仕組み自体は今でもあるため、それをまず周知した上で、それで対応できるかどうかというのは丁寧に聞き取らせていただきたい。

それから、今年度中に実態把握を進めるため、それでいい事例を把握したら、それを横展開するということは今年度中にできればと思っている。

具体的な見直しについては、見直しの内容にもよるため、必ずいつまでにということは言えないが、できるだけ早急に進めたいと思っている。

(高橋構成員) 将来的な問題と捉えている自治体が多いというお話もあったが、それ以外に、部会長がおっしゃったように今困っているところもあるため、そこは来年に持ち越しみたいなことでは提案団体も困るのではないかと思う。もう少しスケジュール感を早めていただくことはできないか。

(こども家庭庁) そこは先ほど申し上げたように提案団体の具体的な状況にも照らして、提案団体が今年度中に何とかできるように、実際に支援を必要とされている方がどういった方なのかと、域内の事業所がどういった状況にあるのかというのをよく聞かせていただいて、その点に関しては何とか今年度中にできるように、提案団体と御相談したいと思う。

(高橋構成員) 提案団体だけではなく、これに該当するかどうかとも認識していらっしゃる自治体もあると思うので、提案団体だけに聞くというのではなく、中山間地域を持っていらっしゃるところにもお聞きしていただきたい。

(こども家庭庁) それはまさにおっしゃるとおりで、中山間地域を持っていらっしゃるところでお困りのところもあれば、うまくやっていたらいいところもあると思うので、それを伺った上で、今うまくやっていたらいいところの好事例を横展開するようなこともやりたいと思っている。

(大橋部会長) ほかの提案でもそうなのだが、今こうやって困っていると言うと、大抵省庁のほうから実はこういう仕組みがあるので、それを使ってくださいという提案が出てくる。しかし多くの場合、紹介される提案は非常に普及率が低く、自治体が知らないからというより、先ほど私が言ったような形でその仕組みを使えなくて代替案にならないものを勧められるというのがこの提案募集で非常に多い。実際に「従たる事業所」はどの

程度普及していて、どれぐらいの展開を見せている事業なのか。

(こども家庭庁) それも含めて実態把握が必要であり、そういうところも聞きながらやりたいと思っている。使いきいから使っていないのか、そういうものではなくて、ちゃんと整備すべきものだと思われて「従たる事業所」をお使いになっていないかということもあるため、そこは私どもとして丁寧にやらせていただきたいと思っている。そのため、やらないということでは決してない。

(大橋部会長) そうなのだが、お勧め商品がどれぐらいの売れ筋商品なのかというのは当然知りたくて、前にあったところは普及率1.8%の商品を勧められ、こんなものは代替になりませんよと申し上げた。やはり使い勝手が悪いのだと思う。「従たる事業所」も、今私が言っただけでもちょっと使い勝手が悪いところがあるため、普及していないのではないかという予感がする。本当にこれをお勧めになるのであれば、早急にどれぐらいの広がりを持っているのか把握していただいた上で、今回、中山間地域バージョンとしてお勧めになるわけで、売るマーケットが違うため、商品を寒冷地仕様にしてもらうのと同じように、中山間地域仕様にしてもらわなければならない。そうすると先ほど私が申し上げた点は当然ネックになるという声は今既に聞いているため、そこを改良した「従たる事業所」方式をこの提案募集の時間内で検討いただきたい。

(こども家庭庁) この場でこれをやりますというのはちょっと難しいため、もう少しどこをやるかというのは検討させていただきたいのだが、先ほど申し上げたように概ね30分以内で移動可能な距離というのはまずネックになるだろうと思っているため、そういうところを中心に、見直しできるところはなるべく早めにやりたいと思っている。私どもは先送りするかそういうつもりはなくて、趣旨に添うような形で検討はさせていただきたいと思っている。

(大橋部会長) 30分以内というのは明らかに駄目だと思うが、そもそも中山間地域等においては事業所の規模が小さいため、報酬面での配慮や、人を充てなさいというときの割り当ての仕方というところについても当然検討事項の中に入れていただいて見直さなければ空振りに終わると思うので、そこを是非お願いしたい。

(こども家庭庁) 御指摘は承知した。ただ、どこをどうするかというのは、この場で明言することは避けて、しっかりと検討するので、そこは御了解いただきたい。

(大橋部会長) 検討の結果はいつぐらいに示していただけるのか。例えば「従たる事業所」は割とすぐに使える御提案だと思うので、できたら今年の提案の中で処理したい。そうすると、年内ぐらいできちんとお返事をいただいて、対応方針を閣議決定し、一つの解決策として出したいのだが、それは可能か。

(こども家庭庁) 今御説明している「従たる事業所」の実情の把握をさせていただきたいと思っており、急がせてはいただくのだが、年内にどこまでやれるかというところは正直あり、我々としては何とか年度内のスケジュールで調査をさせていただき、先ほど部会長からも御指摘があった特に資料2ページ目に記載の仕組みの中でいうと①のアの常勤と専従の扱いや、あるいはウの距離の問題など、もちろん今のままでもできるのであればよいが、その辺りの課題の把握であるとか、そういったところは少し私たちも丁寧に把握もさせていただき、また高橋構成員もおっしゃっていたような、提案団体以外のところの状況も聞かせていただきながらということになると、今、私どもが想定していたのは、まずこの把握をしっかりと年度内にやらせていただいた上で、どうするかというところの検討をさせていただきたいと考えている。

(大橋部会長) ちょっとゆっくりし過ぎている感じがして、もともとは人員基準の見直しをお願いしますというところが当初の提案で、それに対して、これは比較的使い勝手いいですからといって出てきた提案が「従たる事業所」の仕組みなので、これについてはある程度このところを改良しますのではないかというように、年度内に方向性というか、これが使えるというようなめどなりメッセージを出していただかなければ、年度をまたいでしまつて、提案団体のほうに答えられない。そのところは、そんなに悉皆に調べなければ決められないことではないと思う。代表的なところに聞いていただいて、問題があるのであれば、これだけ提案団体がいて、皆が言っているわけであるから、共通した課題はあると思う。本当に願っているのは、本則の人員基準や資格基準のところを見直しさせていただきたいのだが、そこに時間がかかるということで、当座これだというのであれば、中山間地域バージョンである程度見切り発車で、このような形でどうぞというような提案をいただければ、ちょっと説明しにくいところがある。

(高橋構成員) この「従たる事業所」について、運用をきちんとすれば当座は対応できるという旨の御説明だったと思う。そういう意味では、使い勝手が悪いということ自体はお認めになっていると思うので、この制度を見直すというところは方向性として、閣議決定までに事務局とよく表現ぶりは調整していただいて、そこは示していただければありがたいと思うのだが、それについてはどうお考えか。

(こども家庭庁) 御指摘は受け止めた。表現ぶりはまた事務局とも相談をさせていただければと思う。また、先ほどの部会長のお話でいえば、まさに提案団体がこれだけあり、我々も既にヒアリングも実施したが、その中で実際今回の案もそのやり取りの中で自治体のほうからも上がってきている声であるため、我々の検討内容等もフィードバックするなどして、なるべく早期に方向性を示せるようにしていきたい。

(坂越室長) 当然されると思うが、サービスを提供する事業者がいなければ回らないため、事業者が「従たる事業所」を設置して、経営が回るような、事業者の経営にも配慮した在り方をつくれるよう、事業者の声も聞いていただきたい。

(大橋部会長) 「従たる事業所」の取扱いについての見直しの方向性を打ち出させていただいて、事務局のほうで確認させていただいて、事務局のほうで今日の議論に沿うような内容であれば、それで閣議決定に向けた対応方針を書いていただきたい。まだ距離があるということであれば、幸い今年は2次ヒアリングを前倒しで実施しており、かなり時間があるため、もう一度、3次ヒアリングという形で意見を聞かせてもらうこともあるという前提で、意見調整をお願いしたい。

(こども家庭庁) 事務局とよく調整させていただければと思う。

<通番 10：児童の一時保護施設における職員の数及び夜間の職員体制について定めた基準の経過措置期間の延長(こども家庭庁)>

(大橋部会長) ヒアリングの結果を拝見すると、ヒアリングを受けたほぼ全ての団体から心理療法担当職員について、専門性の高さゆえに人材の奪い合いのような状況にあり、経過措置期間内に職員数を充足することは相当厳しい内容と受け取れる。

また、大阪市は新基準に適合したユニット整備を進めた結果、計画的な職員採用に支障を来している点もあり、施策の重要性は分かるものの、新基準で要求している内容が、各自治体の現状では無理なことが明確になったと考えられる。

さらに、各自治体においては、新基準に従い、条例で定める必要があり、令和7年の2月議会で諮るのであれば、少なくとも年内には答えが出ていないと困ることになる。

先ほど、貴庁から個別の事情を踏まえて対応すると説明があったが、提案団体が多数あり、個別に話を聞く時間的余裕ないと考えるが如何か。

(こども家庭庁) 「個別の事情を踏まえて」と申したのは、それぞれの事情を踏まえて経過措置期間を変えするという意味ではなく、個別の事情がある場合に、何らかの経過措置期間の設定の仕方があるのではないかと考えており、その方向で検討したいという趣旨である。

(大橋部会長) その経過措置期間がどのくらいか明確にさせていただきたい。延長後の経過措置期間は5年ということではどうか。

(こども家庭庁) 5年が適当かどうかも含めて検討するが、それぞれの自治体で条例制定が必要となるため、それに間に合うような形で検討したい。

(大橋部会長) 検討する中身は、具体的にどのようなものか。

(こども家庭庁) 各自治体からヒアリングを実施したが、大阪市からは、これまで以上に計画的に採用する採用計画を立てた上で少なくとも5年必要といった御提案をいただいております、そのようなしっかりとした採用計画を立てながら、必要となる経過措置期間を考えている自治体に関しては、経過措置期間の延長ということ認めることも可能なのではないかと考えており、その方向で検討したい。

(高橋構成員) 今の話では、自治体にとっては予見可能性がない。計画的に職員を採用しようと思っても、経過措置期間の延長を認めるかこども家庭庁の判断に委ねられると、大変困るのではないかと。

(こども家庭庁) 御指摘のように当庁が認める又は認めないを判断することになると、予見可能性がなくなると考えており、方向性としては、採用計画を作成させていただいて、各自治体の判断で、必要な経過措置期間を決めることができるような対応が考えられないかということで検討している。

(大橋部会長) 経過措置期間は各自治体が設定できるのか。

(こども家庭庁) 経過措置期間の考え方としては、「何年以内の条例で定める期間」という形になると思われるが、それに関して、何年以内の範囲でどれぐらいの期間を定めるかということについて、各自治体で判断できるような形を考えたい。

(大橋部会長) 提案団体からは経過措置期間を5年間まで延長させていただきたいと提案されているが如何か。

(こども家庭庁) 御提案を踏まえて考えていきたい。

(大橋部会長) これは認めていただけるとのことか。

(こども家庭庁) そのような方向で考えたい。

(高橋構成員) つまり、最大5年という形で経過措置期間を認めるということか。

(こども家庭庁) その方向で検討させていただきたい。

(勢一部会長代理) ということは、経過措置の延長を必要としない団体については、経過措置期間は2年間のままで、経過措置の延長があるかないかも、それぞれの自治体で変わってくるということか。

(こども家庭庁) 現行の経過措置期間は2年と設定しており、この期間で達成できるように進めている自治体があるため、そこと不公平にならないように、しっかりと考えていきたい。

(大橋部会長) 公平・不公平という考え方は疑問であり、地域事情が異なるため、2年で達成が容易な自治体もあれば、困難な自治体もあることから、2年以内で基準を満たしたところが従順で、間に合わないところが怠けていたようなイメージにはならないと思うが。

(こども家庭庁) 公平という言葉が適当ではなかったかもしれないが、2年間で基準を満たそうとしている自治体もあるため、そこはその努力を引き続きしていただいた上で、経過措置期間の延長が本当に必要なところについては、経過措置期間を5年以内で認めるような形で考えたい。

(大橋部会長) 提案団体に限定せず、全ての自治体が経過措置期間の延長の対象になり得るという理解で良いか。

(こども家庭庁) 提案団体に限定せず、全ての自治体が延長の対象になり得る形で考えたい。

(大橋部会長) 通知はいつ頃発出する予定か。

(こども家庭庁) 通知発出でできるものではなく、省令改正が必要になる。条例改正に間に合うよう、方向性が決まった段階で自治体にお知らせし、省令改正についても年内には対応する方向で進めたい。

(大橋部会長) では、年末には省令が変わっていて、自治体も条例改正に着手できているという考え方で良いか。

(こども家庭庁) その方向を目指したい。

<通番 20：大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直し（環境省）>

(大橋部会長) 人口基準は人口75,000人あたりに1局、可住地面積基準は25平方キロメートルあたり1局という非常に明確で画一的な基準が、それぞれ平成17年、昭和46年からずっと根底にあり、そもそも現時点でこの基準自体の科学的な根拠やエビデンスについてどのようにお考えか。つまり、今の政策の根底にこの数字があるわけで、これについての評価をお示しいただきたい。現時点で必ずしもそういうエビデンスがないということであれば、抜本的に見直すという方向でお考えなのか、現行の基準との関係で、検討の方向性が分かりにくかったため、その部分について説明いただきたい。

(環境省) 御指摘いただいた部分も、そういう面もあるかとは思いますが、科学的なところのアップデートが必要ではないかという御指摘は我々としてもしっかり受け止めなければいけないと思っている。ただ、それだけでいいかどうか、多面的な検討が必要と思っている。前回申し上げたかもしれないが、当時の1,700ぐらいのモニタリングの局数で人口を割って、大体75,000と設定しているわけで、当然人口も減っているわけですから、そのままでもいいのかと言われると、我々としても必要なタイミングで必要な見直しをしていかなければいけないと思う。25キロ平米についても、前回も十分お答えできなかったかもしれないが、昭和46年の通知を引っ張ってきており、なぜ25キロ平米なのかについて明確に我々もお答えできなかったかもしれないが、そういったところも含めて改めて科学的に検討していかなければいけないと考えている。

(大橋部会長) 根拠について所管省庁でも確たるものがない状況であっても、法定受託事務のため具体的な数字が基準として出れば地方はきちんと対応するが、都道府県等では、このまま運用すると維持管理費用が今の改善された環境との関係では多大だという肌感覚を持っており、今回の提案につながっていると思う。そうだとすると、50年以上前から固定化されている基準を抜本的に見直すという形できちんと対応いただくということをまず明確にさせていただきたい。

(環境省) 結論について、今、予断を持って抜本的にこれがこうなりますという言い方はできないが、新たに専門家の先生に入っただいて、科学的にもどうなのかということも踏まえて、もう一度しっかり検討しなければいけないと思っている。

(高橋構成員) 私も環境が専門のため、常時測定の重要性はよく分かっている。しかし、平成17年のときも、当初は緊急時ということだったのだが、この時点においては一般の地域の環境を見るために、大体このぐらいの

数字を取ろうという理屈だったと思う。更に言うと、人口基準についても、今後、大気汚染が悪化することがあるから、最高のところを維持しましょうという形で決めたという話を聞いた。そうすると、この予測というのは外れたわけである。物質によっては違うかもしれないが、大まかの予測については、平成17年時点で、今後ひょっとしたら悪くなるかもしれないから、それに合わせてやりましょうという形で決めたわけで、科学的な根拠ということであるとその予測は明らかに外れた。今の段階で、科学者の方からは、地域代表性が大事だ、維持すべきだという話はあるかもしれないが、地方からすると、要するに不必要に重い基準を課されると困るという話だと思う。是非、法定受託事務で義務付けられた地方の声も聞いて、更に科学的な判断をしていただきたい。

(環境省) おっしゃるとおりで、是非実務をやっている都道府県等にきちんと御意見を聞きたいと思っている。一方で、都道府県等によって、考えもいろいろである。今回御提案いただいている都道府県等のような考えもあれば、ある程度維持したいという都道府県等もあるので、そこはしっかりと話を聞いて、どのような理由でそのような御意見なのかも含めて把握をしていきたい。専門家にも話を聞いて、改めて検討していきたい。

(高橋構成員) 地域ごとに測定する必要性は違うと思う。要するに環境が良い地域については、地域別基準みたいな形で決めて、今でも環境がその物質について悪ければ多めに測定するとか、維持したいという地域はそれなりの客観的な意味があって維持したい。しかし、本当にきれいになっているのに、どうしてこれだけ測定するのかという地域もあるはずである。その辺も含めて御検討いただければありがたい。

(大橋部会長) 検討の具体的な流れやスケジュールが気になる。例えば、部会等を具体的に設置して、どのようなメンバーを集めて、議論を始めて、今年度内に結論を出すというお答えをいただいている提案もある。そうだとすると、今回の話からすると、抜本的に測定体制を見直すということが課題になってくるため、例えばどのような体制で、どのような方を委員にして、何を目標に報告書をいつまでに出すなどの具体的なスケジュールを示していただきたい。

(環境省) どのような方々に入っただけで検討するのか、我々のほうでも時間はいただきたい。ただ、検討の場を作るべきとは考えており、誰かに聞いてこうしますではなくて、ある程度しっかりした検討の場を設けたいと思っている。また、それをどのような形でいつからというのは、今日この時点では申し上げられない。

(大橋部会長) 体制づくり及びスケジュールについて、年内にお答えいただくということは可能か。

(環境省) 現時点でそこまではまだ言えない。前回、3年前、提案募集制度で同じような御指摘をいただいたときは、年度内に対応したが、中身を見ると見直しが一部にとどまっている。そのため、しっかり様々な意見を聞きながら、どのような場でやるかということも、いきなり立ち上げてすぐさま進められることでもないと思っている。

(高橋構成員) 期限をはっきりすることはできるのではないか。例えば1年とか、そのぐらいの期限を決めることぐらいは今までもされていたと思うので、そこまでは示せるのではないか。

(環境省) 人口基準等の定量的な基準についても、どうあるべきかということを経験的な見直しの検討対象に入れるべきだと思っている。前回も同じような指摘をいただいていたが、期限がかなり短かったため、かなり部分的な見直しとなった状況があり、それではあまりよくないだろうということで、真剣に我々も考えている。そのため、環境省の中で簡単に検討してということではなく、既存の場なのか、検討の場を新たに設けるのかみたいなこともあるかと思う。今はまだはっきり申し上げられる段階ではないが、ある程度スケジュール感を持って対応したいと思っている。ただ、公害の団体の方々とか、あるいは専門家の中でも減らすべきではないといった様々な御意見がある。一方で都道府県等の方々からは減らしてほしいという御意見もあるところで、少し調整をしながら、バランスを取りながらやっていく必要がある。その上で、先ほどからエビデンスという話があったが、どのような方法があるのか専門家の方々の御意見を聞きながら、しっかり検討していきたいと思っている。そのため、絶対ここまでに改正しますということまでは現時点では言えないが、しっかり検討したいと思っている。

(大橋部会長) 例えば体制づくり及びスケジュールを出していただき、抜本的改革をすることを示していただければ、一つの回答になるかと思うのだが、それを今ここで確認できないのであれば、事務局と確認いただいて、私どもが望んでいるような具体的なものであれば、それをもって閣議決定に記載するが、抽象的であれば、3次ヒアリングという形でもう一度議論を深めさせていただきたい。

(環境省) 内閣府としっかり調整をさせていただきたい。

＜通番1：住民基本台帳ネットワークシステムの利用対象事務の拡大等（総務省）＞

（大橋部会長）33 法律 90 事務プラスアルファということで、検討の状況を教えていただいたところ、今回作業される中で、前回も一部お伺いした点ではあるが、別表にあえて追加することを想定しないと整理されたときのメルクマールや、目のつけどころというのは、コストパフォーマンスの問題かもしれないが、そこについて説明いただきたい。

（総務省）前回御指摘いただいたが、各省庁が費用対効果を理由に意向なしとした事務があった。これらについては、多くが、制度はあるけれども公用請求の実績がないというものや、年間の件数が1桁から2桁ぐらいということで、非常に少ないということであった。ただ、そうはいても、我々として少ないからといって諦めるのではなく、例えば既に別の部署などで住基ネットを配備している省庁においては、複数部署で共同利用できる場合には新しく住基ネットを導入しなくても良いということも説明して、できるだけ費用の低減方を説明した上で確認したが、同じ建物に住基ネットを利用できる環境がないということは、全く新規に入れなければいけないということもある。できるだけ複数の部署で住基ネットを重複して使うという調整をした。

（大橋部会長）先ほどお話があった、情報提供ネットワークシステムで足りない情報を取るとするのは、マイナンバーとかを使って取るということか。

（総務省）マイナンバーは、住基ネットワークのデータをベースに紐付けているが、マイナンバーを使うことで、今申し上げた先ほどの資料の青いところの情報が取れるので、いわゆるマイナンバーのネットワークを使って取るということになる。

（大橋部会長）いろいろ今、調整していただいて、追加をいただいたので、今回の法律改正は閣議決定の中に間に合うような形で対応していただけて、その後、実際に利用できるようになったときに、せっかくここまで苦労されて便利にした仕組みなので、広く活用いただきたいと思うが、利用してもらうための方策というか、その準備は具体的にどんな形で進めるのか。周知方法とか、あとは先ほどもちょっとお話があったが、端末整備のところの補充のような話、そこら辺を説明いただきたい。

（総務省）部会長がおっしゃったように、せっかくつくっても使われないと意味がないので、12月の閣議決定までには全て確定させたいと思うが、確定した暁には、ある意味宝の持ち腐れにならないように、我々の方から担当省庁にはしっかりと説明をしていきたいと思っている。

（石井構成員）セキュリティのところは、技術基準をつくって御対応いただいているということで理解したが、2点お聞きしたい点がある。1点は、別表に追加する事務を拡大すればするほど、住基ネットが広がるので非常に良いと思うが、もともとの法令の趣旨に照らして、精査されている法令及び事務の中で拡大することに迷われるケースはあるか、法令に照らして検討が必要な事項などがあるのか、その辺について何か明らかになったことがあれば教えていただきたい。

もう1点は、現場の方のインターフェースがどのようなになっているかだが、住基ネットの効果の範囲や情報提供ネットワークシステムの範囲で事務的に迷ったり、戸惑ったりすることが起こり得るのか。この辺についてもお聞きできればと思う。周知されているということかと思うが、実際の現場等で迷うケースがあるか、という質問をさせて頂きたい。

（総務省）まず、前後するが、住基ネットワークと情報提供ネットワークの使い方について、既に住基ネットワーク及び情報提供ネットワークの使い方はもう確立しているので、今回これを追加したからといって何か使い方に変化するというものではない。先ほど申し上げたように、初めて使う方に対しては、説明会などでその使い方について周知を図ってまいりたいと思う。

また、住基ネットを使う事務については、あまり我々として差をつけたくないということもあり、せっかくつくったシステムなので、できるだけ多くの事務に使ってもらう方向で調整をしている。質問の趣旨とは違ったかもしれないが、あまり制約をかけずに広げていく方向で調整をしている。

（勢一部会長代理）今回検討した中で、別表に追加しない事務として費用対効果が理由であるというお話を伺ったが、それ以外はない、基本的には追加しないものについてはそれが理由だったかというところの確認と、実績がないというような事務の場合は、いずれデジタル化の中で整理をしていくうちに解消されるというような期待はあるのか。

あと、恐らく現場の実務のやり方自体が変わらなないと、使わずに紙ベースでというのが続く可能性があるので、そういった周知はすごく大事だと思っている。ただ、国も自治体も組織内の伝承されているようなマニュアルみたいなものが根強くある印象があるので、現場の担当レベルに届くような周知の工夫をお願いできれば

思う。

(総務省) まず、検討で落ちてしまったものは、基本的には費用対効果ということがほとんどである。また、実績がないというのは、使えるのに使っていないというパターンと、そもそも件数が0件というパターンの2種類あるが、前者の場合は本来使ってもらったら良いはずである。そういう意味でいうと、実績がないというのはこれから調整する中で、もう一回確認しておいたほうが良いかなと思う。件数が0件ならばしょうがないということではある。

おっしゃるように、我々が説明会をするときは、各省の担当者に説明するが、実際使われるのは出先機関の方であったりするわけである。オンライン説明会が可能か分からないが、できるだけ実際に作業する方が分かるような工夫は考えたいと思う。

(大橋部会長) 先ほど宝の持ち腐れというところで心配になったのは、今言ったような形で、現場で不慣れで使われないままというようなことと、住基ネットを使って仕事をすることについての抵抗感はないのか。

(総務省) そもそも論の抵抗感というのはないのかなと思う。

(大橋部会長) あと、2次回答の中で、真に必要な情報の精査を行った上でという、精査のプロセスというのは、具体的にどういうことをされたのか。

(総務省) 前日も申し上げたが、今、住民票の写しを取っている際にどの部分を見ているのかということを確認している。紙でも表の右側のピンク部分の住基ネットワークに書いているものしか見ていないということであればストレートに住基ネットの利用のみで代替できるわけだが、左下の世帯の情報とかとなると、住基ネットで取れないが、青部分の情報提供ネットワークシステムで取れるではないかと。さらに言えば、左側の世帯とか本籍の情報は、紙で取っているけれども、その業務でそもそも要らないのではないかなというような調整をし、要らないとなればストレートに住基ネットで代替できるが、要るのだと言われると、情報提供ネットワークシステムも使って取るという議論を各省と今やっていると御理解いただければ。

(大橋部会長) 1点だけ、このシステム上だと住基ネットと情報提供ネットワークシステムの合わせ技で左側の住民票の写しのデータを基本的には取れるというお話だったと思うが、この辺り、合わせ技となってくると、先ほど先生方のお話にも少しあったかと思うが、その点に関するそれなりのノウハウというか、そういったものが必要になる場合もやはりあると思う。基本的にはシステムに非常に通じていなくても、一般的な事務職員でも講習等を受ければ十分対応できるレベル感の話なのか。今後、自治体側は人手が少なくなっていく、ノウハウの承継とかそういったことにもいろいろ問題が出てくると思うが、その辺については十分対応可能なレベル感なのかどうか、教えていただきたい。

(総務省) おっしゃるように、自治体も職員の手間を省くということをしていかないと、人口減少でなかなかうまく回らない。まず、今回やろうとしている住基ネットと情報提供ネットワークの組合せについては既に今もやっているのだから、やっている職員はいる。このため、技術的な難しさというのはないが、初めて使う方からすると、やったことがないため、先ほど申し上げたように、今後の説明会の中でしっかりと使い方も含めて現場に伝わる工夫を検討していきたいというのが1点。

あと、そもそも先ほどの自治体職員の話で申し上げますと、今回、住基ネットを使う目的は、むしろ紙をやり取りすることによって職員の負担が出ている部分もあるので、それを簡素化して、自治体の職員の負担を軽減するという面もあるので、全体として見れば行政の効率化になるのだろうと思っている。今お話しいただいた現場の職員にしっかりお伝えする工夫は今後考えていきたいと思う。

(大橋部会長) 最後に、今回これを実際に動かすに当たって、端末とかの費用負担の問題が新たに生じることはないのか。

(総務省) 当然費用負担は出てくる場所はある。

(大橋部会長) その支援とか、そういうことは。

(総務省) 事務経費になるが、必要な経費は各省庁で予算要求いただくというのが基本になると思う。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)